

**最大
¥3,000**

一定の安全基準を満たした 自転車用ヘルメットの購入費用を助成します



- ・道路交通法の改正により、令和5年4月1日から**全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務**となりました。
- ・自転車事故で死亡した人の**約7割が頭部に致命傷**を負っています。
- ・ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較すると約2.3倍も高くなっています。
- ・自転車に乗るときは、年齢に関係なく自転車用ヘルメットを着用しましょう。

1

POINT

申請受付期間

令和5年8月14日(月)

↓

令和6年3月8日(金)

※ただし、予算額に達した場合は予定より早く本事業を終了する場合があります。



2

POINT

補助額

一人につき3,000円
(3,000円未満のヘルメットについては購入価格を上限とします。)

※申請は一人一回、1個限りです。
※令和4年12月23日以降に新品で購入された、一定の安全基準を満たす自転車用ヘルメットが対象です。

3

POINT

対象者

新宿区内在住の方

※個人が対象であり、事業者は対象ではありません。

※区市町民税を滞納している方は除きます。



詳しい情報の確認や申請書のダウンロードは、
区ホームページをご利用ください。

https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kotsu01_000001_00013.html

※区内特別出張所等で配布しているチラシでもご確認頂けます。



新宿区自転車用ヘルメット助成金



助成対象となるヘルメット

以下の①②両方の基準を満たしていることが条件です。

- ①令和4年12月23日以降に新品で購入されたものであること。
- ②一定の安全基準を満たしていることの証明として、以下のマークのいずれかがついていること。

- ・SGマーク（一般財団法人製品安全協会 認証マーク）
 - ・JCFマーク（公益財団法人日本自転車競技連盟 公認/推奨マーク）
 - ・CEマーク（欧州連合 欧州委員会 認証マーク）
 - ・GSマーク（ドイツ製品安全法 認証マーク）
 - ・CPSCマーク（米国消費者製品安全委員会 認証マーク）
- ※その他、これらの安全性の認証に類すると認められるもの

例

SGマーク



JCFマーク



申請方法

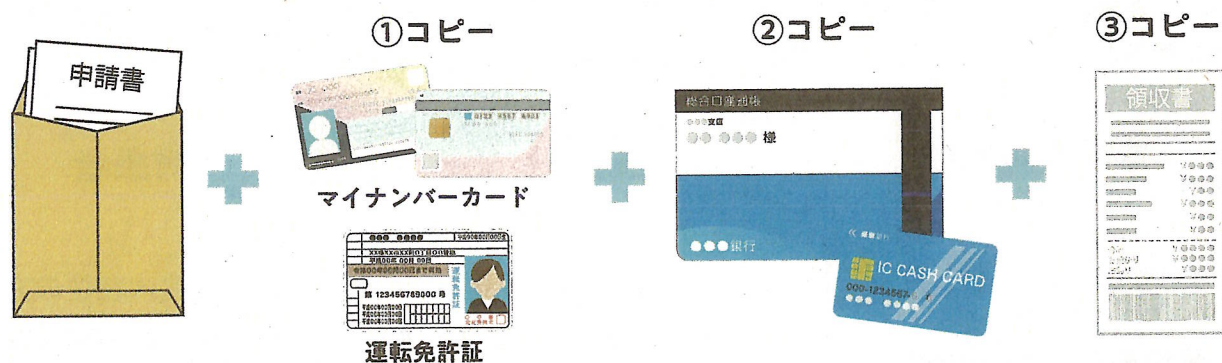
申請書に①～③の書類を添付のうえ、下記の申請書提出先へ直接または郵送でご提出ください。

- ①マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類の写し
- ②銀行などの振込先の口座が確認できるものの写し
- ③商品名や価格などが記載された、レシートや領収書などの写し

※対象者が未成年者の場合は、保護者が申請者となります。

※③がお手元がない場合は、相談窓口ヘルメットの現物をご持参いただくことで確認しますので、申請書・①・②を持って、直接相談窓口へお越しください。

※申請書は、区ホームページからダウンロードして頂くか、区内特別出張所で入手できます。



申請書提出先

新宿区自転車用ヘルメット助成金相談窓口（本庁舎6F）

郵送時宛先：〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

新宿区自転車用ヘルメット助成金相談窓口

注意事項

- ・申請月の翌月にご指定の銀行口座への入金を予定しています。
- ・助成の可否の審査には1カ月程度を要します。また、書類に不備等がある場合は、問い合わせをさせて頂く場合があります。

